



モニタリングって？



A. 少なくとも6ヶ月に1回以上行うんだ。

[児童発達支援管理責任者](#)は、利用者や保護者と定期的に面接を行うことになっているんだ。
[放課後等デイサービス計画\(個別支援計画\)](#)の実施されている状況の把握のためだよ。
これを「モニタリング」って呼んでいるよ。

障がいのある子どもの、[解決しなければいけない今の課題を支援者がきちんと理解](#)していることが大切なんだね。

少なくとも6ヶ月に1回以上は、利用者や保護者と定期的な面談をするよ。
以前作った個別支援計画(放課後等デイサービス計画)が今に合っているかの確認でもあるね。

モニタリングが終わったら「モニタリング報告書」っていうのを作成するんだ。
このモニタリングの内容も、きちんと[記録](#)して残しておかなければいけないよ。
記録って、とても大事なんだね。

もし、個別支援計画(放課後等デイサービス計画)を見直す必要があったら、新しく作り直したり、修正しなければいけないこともあるよね。

このときは、まず個別支援計画(案)を作成することになるんだよ。
そして、その原案をもとに[個別支援会議](#)を開催して、本案を作った後、保護者に説明して確認してもらい、署名と押印をもらう。
そのうえで交付して、新しい個別支援計画に基づいたサービスの提供が開始される、ということになるんだ。

モニタリングを実施しないのは、[重大な運営基準違反](#)になるんだよ。

《MENU》

[《受給者証ってどういうもの？》](#)

[《事業所内でも虐待は起こるの？》](#)